

## 5年水張りルールに係る手続きについて

### ① 5年水張りルールについて

令和9年度以降、過去5年間に少なくとも1回は水稲作付（加工用米等を含む）または1か月以上の水張り（たん水管理）をしていない農地は、水田活用直接支払交付金（戦略作物助成、産地交付金）の対象から除外されます。

**一度除外されると二度と当交付金対象に戻すことはできません。**

※過去5年間とは、令和9年度の場合、令和4～8年度が対象

水張り年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
—	○	○	○	○	○	×	×	×	×
R4	水稲水張り	○	○	○	○	○	×	×	×
R6	○	○	水稲水張り	○	○	○	○	○	×

○：当交付金対象期間    ×：当交付金対象外期間



### ② 確認事項 1

令和4～8年度の間、1度も水稲の作付けを予定していないほ場はありますか？

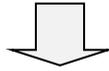
【ない場合】手続き不要

水稲作付年度の翌年度から起算して5年間は当交付金対象となりますが、その後も継続して当交付金対象となるためには、少なくとも5年に一度は水稲作付または水張り（たん水管理）を行い続ける必要があります。

※令和6年に行った場合は、令和11年までに再度行う必要があります。

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
水稲水張り	—	—	—	—	水稲水張り	—	—	—	—	水稲水張り	—

【ある場合】③ 確認事項 2へ

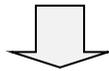


### ③確認事項 2

令和9年度以降も水田活用直接支払交付金を希望しますか？

【希望する場合】④5年水張りルールに係る要件についてへ

【希望しない場合】令和9年度以降順次、当交付金対象から除外  
一度除外されると、二度と当交付金対象に戻すことはできません。  
(畑地化促進事業が活用できる場合があります。)



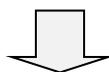
### ④5年水張りルールに係る要件について

令和8年度までに以下2点の要件を満たす必要があります。

1. 水張り（たん水管理）を1か月以上行うこと
2. 連作障害による収量低下が発生しないこと

要件が満たされると、水張り年度の翌年度から起算して5年間は当交付金対象となります。その後も継続して交付金を受けるためには、少なくとも5年に一度は水張り（たん水管理）または水稻作付を行い続ける必要があります。

要件を満たさなかった場合は、令和9年度以降順次、交付対象から除外されます。一度除外されると、二度と当交付金対象に戻すことはできません。  
(畑地化促進事業が活用できる場合があります。)



### ⑤【書類提出及び記録作成】

④の要件を満たすために、下記の書類を各自作成し、農政課へ提出及び保管をしてください。

<提出書類>

#### ●水張り（たん水管理）実施届出書

→令和8年度までの期間かつ、水張り（たん水管理）を行う1週間前までに提出してください。



### ⑥【水張り（たん水管理）実施】

⑦で報告書を提出していただきます。報告書を作成するにあたって、下記のとおり実施をお願いします。

#### 1. 開始日（入水日）の写真を撮影（水張りした後に撮影）

→写真撮影用ボードが写りこむように撮影してください。

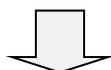
#### 2. 1か月以上の水張り（たん水管理）の実施（1から起算して31日以上）

- ・水稲同様の水張りを行ってください。（畝間のたん水は認められません。）
- ・ほ場全体で水張りしてください。（ほ場一部の水張りは認められません。）
  - ・天水（降雨や雪解け水など）による水張りは認められません。

#### 3. 終了日の写真を撮影（水を抜く前に撮影）

→写真撮影ボードが写りこむように撮影してください。

**水張り期間中、当協議会事務局職員による現地確認を行います。**



### ⑦【書類提出】

⑥の実施後、下記の書類を各自作成し、農政課へ提出してください。

<提出書類>

●水張り（たん水管理）実施報告書

→水張り（たん水管理）開始日と終了日の写真を添付してください。



### ⑧【書類整備】

令和8年度まで、下記の書類整備をしてください。

<書類整備>

●収量を客観的に確認できる書類

→令和4～8年度の対象農地で生産された農作物の検査書類や出荷実績等が記載されているもの。

**令和8年度（予定）以降に、上記の書類を  
提出していただくため、各自保管してください。**

※各種記録及び提出書類について

市ホームページからダウンロード及び下記担当窓口にてお渡しさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡ください。

羽島市地域農業再生協議会事務局（羽島市役所 農政課）

TEL（392）1111（内線2624）